

＊はり、きゅう、マッサージ等費用助成事業の概要＊

本事業は、はり、きゅう、あん摩、マッサージ、指圧の施術が必要な高齢者に助成券を交付して、施術費用の軽減を図るものです。

1) 助成対象の施術

はり、きゅう、あん摩、マッサージ、指圧

※ ただし、医療保険及び生活保護法の適用をうける施術は除く。

2) 助成額

助成券1枚1回につき、800円。

お一人様1日につき使用できるのは1枚のみ。

※対象者の要件にあえば、1人の方に3種類の助成券を交付している可能性もありますが、1回の施術においては、3種類の助成券のうちどれか1枚のみのご利用となります。

助成券の種類	対象となる方の要件	助成枚数
船橋市高齢者 はり・きゅう・マッサージ等費用助成券	70歳以上の市民税・県民税非課税の方	年度 12枚
船橋市老々家族介護支援 はり・きゅう・マッサージ等費用助成券	65歳以上の高齢者のみの世帯において 要介護2以上の認定者を在宅で介護している 家族の方	年度 24枚
船橋市高齢者介護予防促進 はり・きゅう・マッサージ等費用助成券	介護保険制度の「介護予防・日常生活支援総合事業」として実施する介護予防事業（※）等に、規定回数参加した65歳以上の方。交付の対象となる教室は一年度1人1回まで。 ＜規定参加回数＞ ・全8回以上の介護予防教室：8回以上参加 ・実施回数が8回未満の介護予防教室：全回参加	12枚

3) 助成券の種類と対象者の要件

（※）健康づくり課で実施する、高齢者の方が要支援・要介護状態にならないように運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上等を目的とした教室。

●はつらつ高齢者の介護予防事業：要支援認定をお持ちの方と基本チェックリストで事業対象者（要支援相当）と判定された方が利用できる教室です。全12回。

●一般高齢者向けの介護予防事業：65歳以上の方を対象に広報ふなばしで募集する介護予防教室。実施回数は教室によって変わります。

【注意事項】

- ① 助成券の取り扱いに関する登録は1年度ごとに更新の確認を行います。また、施術所の登録と別に助成券に関する施術を行う方の登録が必要になります。
- ② 登録施術者には、「船橋市高齢者はり、きゅう、マッサージ等施術者登録書」を交付いたしますので、施術所内の見やすい場所に掲示してください。
- ③ 施術者は、登録事項に変更が生じた際は、速やかに届け出てください。
- ④ 施術者は、助成券を収受する際は、助成券が利用者本人のものか確認して下さい。
- ⑤ 施術者は、未使用の助成券を利用者から預かってはいけません。また、高齢者の代理として助成券の交付の申請をすることはできません。
- ⑥ 施術者は、助成券を持参した者に対して、施術1回について施術料金から800円を控除した額を徴収してください。
- ⑦ 原則としてご家族・従業員等への施術は助成の対象とはなりません。

【助成金の請求について】

1) 実績報告（助成券枚数の報告）

6、9、12、3月の中旬～下旬に、市から契約者様あてに実績報告書をお送りいたします。書類が届きましたら助成券の枚数等を記入の上、助成券とともに市へご提出ください。この報告に基づいて振り込みます。

実績が無い場合、報告書の提出は不要です。未提出の施術所等に対し、こちらから確認のご連絡をすることはいたしませんので、もれなくご報告いただきますようお願いいたします。

実績報告書の提出期限、支払い予定日は実績報告書に同封する案内文でご確認ください。

●下記の日程で支払を行います。（年4回の請求、支払い）

回数	診療月	実績報告月	支払予定月
1回目	4～6月	7月	8月
2回目	7～9月	10月	11月
3回目	10～12月	1月	2月
4回目	1～3月	4月	5月